

原発訴訟の決定文に基づく原子力安全に関わる司法の議論構造の明確化

Clarifying the logical structure of court discussion on nuclear safety relying on judicial decisions about nuclear power plants

*菊池 豪¹, 高田 毅士¹

¹ 東京大学

本稿では、原子力発電所稼働の是非を問う裁判（以下、原発訴訟）において出された決定文を元に、当事者の主張の対立構造を含め、原発訴訟で扱われる原子力安全問題の構造を明らかにし、原発訴訟で扱われる問題の本質を明確にすることを目的とする。

キーワード：原子力安全，工学，原発訴訟

1. 背景・目的

これまで、全国各地で原発訴訟が行われており、福島第一原子力発電所事故以降、その数は急激に増加している。これらの原発訴訟における裁判所決定は、実際の原子力発電所の運用にも影響を与えており、工学として、この状況に真摯に向き合うことが必要である。

原発訴訟については、原子力界からも提言がなされており、その中には「一般市民に対する理解しやすい説明が必要である」とするものもある。理解しやすい説明が必要であることは否定しないが、ここでより重要なことは「何を」説明するのかということである。

原発訴訟では、個別具体的な案件まで踏み込んだ、専門性の高い争点が扱われている。専門性が高いが故に、原子力安全という大きな枠組みの中の局所的な部分が争点になっており、専門家の答弁も局所的なものにならざるを得ないという実情もある。個々の争点に対する理解しやすい説明は、原子力安全に関する局所的な説明にしかならず、原子力安全という大枠の理解につながりにくいと考えられる。

本研究では、原発訴訟で扱われた争点を抽出し、各争点に対して、その争点の発端となった大枠の問題意識を考察し、整理した。これにより、原子力安全の理解に向けて「何を」説明すればよいかが明確になると考えられる。本稿では地震に関する検討について報告する。

2. 手法

過去に行われた4件の原発訴訟^{[1][2][3][4]}における判決文および決定文から、地震に関連する争点とそれに対する当事者の主張を筆者がとりまとめた。各争点および当事者の主張を分析し、それらが形成された背景にあり、理解しやすい説明が本来的に必要な要素を抽出する。

3. 分析結果

上記分析結果から抽出した要素は以下の通りである。

- ①地震動評価における平均像のあり方（ばらつきの考慮）
- ②安全余裕の与え方（システム全体の余裕、設計段階等各ステップでの余裕）
- ③確率の考え方（敷地ごと、日本全体、考慮する期間）
- ④地震学の水準（どこまでわかるのか、社会のニーズとの関連）
- ⑤地震の経験と規準への反映（知見を取り入れ、更新することの重要性）
- ⑥「わからないこと」に対する対処のあり方（「震源を特定せず策定する地震動」の位置づけ）

4. まとめ

本稿では、原子力安全のあり方を分かりやすく伝えるために、地震に関して着目すべき要素の抽出を行った。原子力安全の根底にある工学の考え方を理解してもらうことが、原子力安全に対する一般市民の理解の助けとなると考えている。

参考文献

- [1] 大飯原発3,4号機運転差止請求事件. 平成24年(ワ)第394号など：福井地方裁判所, 2014年5月21日
- [2] 川内原発稼働等差止仮処分申立事件. 平成26年(ヨ)第36号：鹿児島地方裁判所, 2015年4月22日.
- [3] 原発再稼働禁止仮処分申立事件. 平成27年(ヨ)第6号：大津地方裁判所, 2016年3月9日
- [4] 伊方原発3号機運転差止仮処分命令申立事件. 平成28年(ヨ)第38号など：広島地方裁判所, 2017年3月30日

*Go KIKUCHI¹, Tsuyoshi TAKADA¹

¹University of Tokyo